

平成 23 年 4 月 27 日

会員各位

会長 山 崎 彰 三

公認会計士法改正案の国会審議について

本日（4月27日）の参議院本会議で、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が修正議決するものとされました。

同法律案は、平成23年4月21日の参議院財政金融委員会で審議され、法案に盛り込まれていた公認会計士制度の見直しに関する規定すべてを削除する旨の修正議決がなされておりました。

法案が、本日の参議院本会議で修正議決されたことから、今般改正が提案されていた公認会計士試験・資格制度の見直しに係るすべての事項（科目合格等の有効期間の見直し、「企業財務会計士」の創設、公認会計士の資格要件の見直し、会計の専門家の活用等の促進・その状況の開示）は行われなくなりました（公認会計士法の一部を改正する法律案が実質廃案）。

本日に至るまでの事実経過は次のとおりである。

1. 平成23年2月16日開催の臨時理事会で決議された今般の公認会計士制度の見直しに臨む協会の基本スタンスに基づき与党・民主党への説明を行った（2月～3月）。
2. 平成23年3月11日、公認会計士制度の見直しに係る公認会計士法等の改正を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。なお、直後の地震発生により、国会提出は4月1日となった。
3. 法案の国会提出後、自由民主党（財務金融部会・企業会計に関する小委員会）への公認会計士制度の見直しに係る説明を行った。
4. 平成23年4月21日午前10時から午後2時50分まで開催された参議院財政金融委員会で「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が議題とされ、質疑の後、同法律案から公認会計士制度の見直しに関する規定のすべてを削除する旨の修正提案があり、これが全会一致で可決され、修正部分を除く法案が賛成多数で可決された。また、後掲の附帯決議が全会一致で可決された。
なお、質疑において、「（試験合格者について）平成23年度については1,500人から2,000人ということで考えている」旨の政府答弁があった。
5. 平成23年4月27日の参議院本会議で「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が賛成多数（賛成228、反対6）で、財政金融委員会からの報告のとおり修正議決するものとされた。

以 上

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の
一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 .(略)

一 .(略)

一 .公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配慮して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

一 .(略)